

各位



2024年11月11日

会社名：スターティアホールディングス株式会社

代表者名：代表取締役社長 兼 最高経営責任者 本郷 秀之

(コード番号 3393 東証プライム)

問合せ先：取締役 植松 崇夫

(TEL：03-5339-2109)

(訂正) 「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による
自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法第165 条第2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)」
の一部訂正について

2024年11月8日に公表いたしました、「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ (会社法第165 条第2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)」において、記載事項の一部に誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正の理由

「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ (会社法第 165 条第2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)」の公表後、記載内容に一部誤りがあることが判明しましたので、訂正を行うものであります。

2. 訂正の内容

表題

(訂正前)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ (会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

(訂正後)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ (会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

序文

(訂正前)

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしましたので、お知らせいたします。

(訂正後)

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 459 条第 1 項の規定による 定款の定め に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上